

◆援助内容 (注) 認定されても、学校の集金を必ず払ってください。

援助費目	支給金額（年額）				支給時期	備考
	小学校		中学校			
	1 年生	他学年	1 年生	他学年		
学校給食費	実費額				保護者口座からの引き落としが免除	
学用品費	11, 630 円		22, 730 円		1 学期分 ⇒ 8 月末 2 学期分 ⇒ 1 2 月末 3 学期分 ⇒ 3 月末	認定者には、(年額) / 1 2 × 該当月数分を支給
通学用品費	—	2, 270 円	—	2, 270 円		
新入学学用品費	54, 060 円	—	63, 000 円	—	1 月～5 月	4 月 1 日認定の 1 年生のみ
校外活動費 (宿泊あり)	実費額 (上限 3, 690 円)		実費額 (上限 6, 210 円)		実施した学期毎に支給	交通費、見学科のみ対象
校外活動費 (宿泊なし)	実費額 (上限 1, 600 円)		実費額 (上限 2, 310 円)			
修学旅行費	実費額 (上限 22, 690 円)		実費額 (上限 60, 910 円)		実施した学期に支給	対象経費(全員が均一に支払った費用)のみ実施後に振込み
体育実技用具費 (柔道)	—		実費額	—	購入した学期に支給	
生徒会費	—		実費額		1 学期分 ⇒ 8 月末 2 学期分 ⇒ 1 2 月末 3 学期分 ⇒ 3 月末	認定者には、(年額) / 1 2 × 該 当月数分を支給
P T A 会費	実費額		実費額			
中学校新入学生徒 通学用自転車購入費	—		実費額 (上限 18, 000 円)	—	5 月～6 月	4 月 1 日認定の 1 年生のみ 領収書が必要となります。
医療費	実費額 ※トラコーマ、結膜炎、白癬(水虫)、疥癬、 膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎(ちくのう)、 アデノイド、う歯(むし歯)の治療に限ります。				医療券の交付 (窓口での支払いなし)	認定基準⑩に該当する認定者 のみ(認定基準⑩に該当しない 方は、「子育て支援医療費」を ご利用ください)。
オンライン学習 通信費	15, 000 円				1 学期分 ⇒ 8 月末 2 学期分 ⇒ 1 2 月末 3 学期分 ⇒ 3 月末	1 家庭につき、左記金額を支給

令和7年4月1日現在 支給額及び支給時期は変更になる場合があります。

※認定期間中に認定内容の変更がある場合（世帯員の増加、減少、結婚、離婚、転出予定）などは、
教育総務課までご連絡してください。